

なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地分譲・賃貸実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地分譲・賃貸要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、募集方法、申込資格、申込手続、抽選会などの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(公募によらない場合)

第2条 要綱第2条に規定する公募によらない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 要綱第1条に規定する研究開発型企業団地（以下「研究開発型企業団地」という。）に立地することにより、市の産業経済に対する波及効果が高いと市長が特に認める企業に対して、市が立地を要請する場合。
- (2) 研究開発型企業団地ですでに土地を取得し、又は貸付けを受け、立地している企業が、同一団地内において新たに土地の取得又は貸付けを希望する場合。
- (3) 研究開発型企業団地ですでに土地の貸付けを受け、操業している企業が、当該土地について分譲契約の締結を希望する場合。

(申込資格)

第3条 要綱第3条第1項第1号に規定する先端的産業分野は、今後成長の見込まれる次に掲げる分野とする。ただし、要綱第1条第2項第1号に掲げる団地においては、次の第1号又は第10号に掲げる分野に限るものとする。

- (1) 医療・福祉・健康関連
- (2) 生活文化関連
- (3) 情報通信関連
- (4) 新製造技術関連
- (5) 環境関連
- (6) バイオテクノロジー関連
- (7) 航空・宇宙関連
- (8) 住宅関連
- (9) 新エネルギー・省エネルギー関連
- (10) その他本市産業の高度化に資するものとして市長が特に認めるもの

(申込手続)

第4条 要綱第6条に規定する申込書類は次に掲げるものとする。

- (1) なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地事業用地分譲等申込書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 施設計画概要書（様式第3号）
- (4) 事業内容等計画書（様式第4号）
- (5) 環境保全計画書（様式第5号）
- (6) 誓約書（様式第6号）
- (7) 法人役員等に関する調書（様式第7号）
- (8) 法人に係る登記事項証明書、定款
- (9) 最近3ヶ年の貸借対照表、損益計算書、営業報告書またはこれらに準ずるもの

(10) 最近1年間の法人税及び法人市民税、固定資産税の納税証明書

(11) その他市長が必要と認める書類

2 書類の提出は、名古屋市経済局イノベーション推進部次世代産業振興課に持参するものとする。

3 提出書類は、一切返還しないものとする。

(申込みの変更)

第5条 要綱第7条に規定する申込みの変更は、変更届を市に提出することにより1回に限り認めるものとする。ただし、申込物件の重複等により市からの要請に応じて申込物件を変更する場合は、回数の制限を超えて行うことができる。

2 変更届の提出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(第1順位企業の辞退等)

第6条 要綱第8条第3項に規定する第1順位に選定された企業が、辞退や要綱第9条第3項の規定によりその資格を失った場合は、次順位の企業を第1順位の企業に繰り上げるものとする。

2 前項において、次順位の企業が辞退や要綱第9条第3項の規定によりその資格を失った場合は、意見聴取会の意見を聴取したのち、第1順位及び次順位の企業を選定する。

(補欠企業の取扱い)

第7条 要綱第8条第3項に規定する第1順位に選定されなかった企業（以下「補欠企業」という。）は、あらかじめ申込書に記載された第2希望の物件の相手方企業となることができる。

2 前項において、その第2希望の物件に、他の相手方企業が決定していれば、補欠企業は、あらかじめ申込書に記載された第3希望の物件の相手方企業となることができる。

3 第1項において、複数の補欠企業の第2希望の物件が重複する場合は、抽選により相手方企業を決定する。この抽選に落選した企業は、第3希望の物件の相手方企業となることができる。

4 前項において、複数の補欠企業の第3希望の物件において希望が重複することとなる場合は、同様に抽選により相手方企業を決定する。このとき当該物件に対する補欠企業の希望順位が第2希望と第3希望であるときは、第2希望の企業を優先する。

5 市長は、第1項から前項までの規定に関わらず、必要に応じ、補欠企業に対し相手方企業が決定しなかった物件をあっせんすることができる。補欠企業は、あっせんに応じる場合は、その物件の相手方企業となる。

(抽 選)

第8条 前条第3項及び第4項に規定する抽選（以下「抽選」という。）においては、当選企業と次選企業各1企業を決定する。

2 当選企業が辞退等や要綱第9条第3項の規定によりその資格を失った場合は、次選企業を自動的に繰上当選企業とし、市長はその旨を文書で通知するものとする。

3 市長は、当選企業又は前項に規定する繰上当選企業を相手方企業とする。

4 抽選による当選企業又は次選企業は、その権利を譲渡することができない。

5 抽選結果については、異議の申立てをすることができない。

6 抽選は、原則として申込者又は代理者が出席して行うものとする。ただし、申込者又は代理者が出席しない場合は、分譲・賃貸事務に関係のない市職員を立会人とし、抽選会場

には申込者又は代理者及びその同伴者並びに立会人でなければ入場できないものとする。

7 抽選の日時、場所は、申込者に文書にて通知する。

8 抽選の方法は、抽選会場で参加者等に説明し、申込者又は代理者が抽選に参加しないときは、これに代わり、立会人である市職員が参加する。

(その他)

第9条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。